

Q1 育児のために利用可能な休業制度を教えてください。

A1 育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業があります。

Q2 利用対象者を教えてください。

A2 [育児休業]3歳未満の子を養育する職員

[育児短時間勤務・育児部分休業]小学校就学前の子供を養育する本学の職員

ただしいずれの制度も、配偶者が育児休業している場合、配偶者又は配偶者以外の親等が、養育できる場合は認められません。

Q3 男性も制度を利用可能ですか？

A3 可能です。

Q4 准職員も制度を利用可能ですか？

A4 [育児休業]雇用期間など一定の基準を満たす場合に可能です。

[育児短時間勤務]利用できません。

[育児部分休業]採用後1年以上であれば可能です。

Q5 休業取得時の勤務時間を教えてください。

A5 [育児休業]勤務はありません。

[育児短時間勤務]1週当たり20時間から25時間までの勤務時間を指定いただけます。保育時間は、合算せずに切り離して取り扱うものとします。

[育児部分休業]始業は就業時間と連続する時間帯において、1日当たり30分単位で2時間までの休業が可能です。保育時間とあわせて取得する場合は、合算して1日を通じて2時間と規定されています。

Q6 申請手続について教えてください。

A6 いずれの制度も、利用の1か月前までに、申請書に証明書類(母子健康手帳出生済み証明書など)を添付し、人事担当掛に提出してください。

[育児休業]配偶者と交互に養育する場合には、育児休業計画書もあわせて提出ください。

[育児短時間勤務]1回の申請で取得できる期間は1か月以上1年未満です。配偶者と交互に養育する場合には、育児休業計画書もあわせて提出ください。

[育児部分休業]休業が必要な期間及び時間についてあらかじめ一括して申請していただきます。なお、配偶者と同一時間に申請することはできません。

Q7 休業期間の延長は可能ですか？

A7 [育児休業]原則1回期間を変更することが可能です。ただし、やむを得ない場合は、再度の延長が認められることがあります。

[育児短時間勤務・育児部分休業]何回でも延長可能です。1か月前までに申請書を提出ください。

Q8 短時間勤務制度および育児部分休業の期間および時間の変更は可能ですか？

A8 可能です。変更希望が生じた場合は速やかに申し出て下さい。各部署の判断により、業務に支障のない場合には認められます。

Q9 制度利用の回数制限はありますか？

A9 [育児休業]同一の子について原則1回可能です。

[育児短時間勤務]回数に制限はありません。ただし、特別な事情(配偶者と交互で取得、養育者の疾病など)がある場合を除き、前回の終了日から1年経過後となります。

[育児部分休業]回数に制限はありません。

Q10 代替職員は採用できますか？

A10 [育児休業]採用にかかわる規定があります。

[育児短時間勤務]規定はありません。

[育児部分休業]規定はありません。

Q11 制度を利用した時の給与について教えてください。

A11 [育児休業]休業期間中の給与は支給されません。

[育児短時間勤務]給与は取得した休業時間に応じて減額されます。

[育児部分休業]勤務しなかった1時間につき、勤務時間1時間あたりの給与が減額されます。

育児にかかわる休業制度 Q&A

Q12 制度を利用した時の退職手当について教えてください。

A12 [育児休業]在職期間から育児休業期間の2分の1の期間が除算されます。

[育児短時間勤務]在職期間から休業相当期間の3分の1の期間が除算されます。

[育児部分休業]在職期間の除算はありません。

Q13 休業にともなう任期の延長はできますか？

A13 可能です。平成20年10月より制度が施行されました。

Q14 休業制度以外にどのような制度が利用可能ですか？

A14 休暇制度とし、妻の出産のための特別休暇、妻の出産時の養育休暇、保育時間、子の看護のための休暇制度などがあります。その他、妊産婦保護を目的就業制限や緩和措置など、各種相談窓口もあります。